

沖縄県離島住民割引運賃カード交付申請書

与那国町長 外間 守吉 殿 令和 3 年 月 日

交付区分	該当する箇所を囲んで下さい。 新規・更新・再交付（記載事項変更・紛失・破損・汚損）		
対象者区分	該当する箇所の番号を囲んで下さい。 1 離島住民 与那国町に居住し、住民登録を行っている者 2 離島出身高校生 高等学校に通学する者（父母又は扶養義務者のそのいずれか一方が与那国町に居住し、住民登録を行っている場合に限る。） 3 離島出身学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める学校に在学し、かつ過去に住民登録の履歴がある者（父母又は扶養義務者のそのいずれか一方が与那国町に居住し住民登録を行っている場合に限る。）		
沖縄県離島住民割引運賃カードの交付を受けようとする者	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日（ 歳）	
	住所	与那国町字与那国 番地	
	電話番号		
(特記事項)再交付の申請をする理由等について、簡潔に記入してください。			

※次の欄は、本人以外の者が本人に代わって申請するときに記入してください。(委任状添付)

代理記入欄	氏名		申請者との関係	
	住所	与那国町字与那国 番地	電話番号	

※保護者情報を記入してください。(小人、学生等)

保護者住所	
保護者氏名	
保護者連絡先	

【注意事項】

- 申請書を提出する際には、写真(3か月以内に撮影した顔写真、縦 30mm 横 25mm)、住民票抄本、申請者本人(代理申請の場合は代理人)確認のため、健康保険証又は運転免許証等を併せて提出してください。
- 申請人以外の者が申請する場合は、必ず委任状を提出してください。委任状がなければ申請を行うことができません。(但し、中学生以下、高齢者等自ら申請書を記載することができない場合は、同居確認ができる住民票を添付し、委任状を省略することができる。)
- 対象区分が、離島出身高校生及び離島出身学生等の場合、在学証明書及び父母又は扶養義務者のいずれか一方の住民票抄本の提出が必要です。
- 新しいカードの交付を受ける場合は、現在所持しているカードを返却してください。また、紛失したカードが見つかったときは、速やかに返却してください。

【確認欄】

本人申請	保護者・扶養義務者申請	代理申請
<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 住民票(本人と保護者等)	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 委任状
<input type="checkbox"/> 保険証・運転免許証・住基カード	<input type="checkbox"/> 写真	<input type="checkbox"/> 保険証・運転免許証(代理者)
<input type="checkbox"/> 口座の写し(還付対象のみ)	<input type="checkbox"/> 保険証・運転免許証(保護者等)	<input type="checkbox"/> 口座の写し(還付対象のみ)
<input type="checkbox"/> 在学証明書(対象者のみ)	<input type="checkbox"/> 口座の写し(還付対象のみ)	<input type="checkbox"/> 在学証明書(対象者のみ)
	<input type="checkbox"/> 在学証明書(対象者のみ)	